

(設置)

第1条 射水市名誉市民正力松太郎氏及び小林與三次氏の偉大な功績を末永く顕彰するため、記念館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 記念館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
正力・小林記念館	射水市大門67番地

(職員)

第3条 正力・小林記念館(以下「記念館」という。)に館長その他必要な職員を置くことができる。

(開館時間及び休館日)

第4条 記念館の開館時間は、午前10時から午後4時までとする。

2 休館日は、毎週月曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日の翌日及び年末年始(12月29日から翌年の1月3日まで)とする。ただし、市長が必要と認めたときは、臨時に休館日を変更し、又は休館することができる。

(指定管理者による管理)

第5条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に記念館の管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第6条 前条の規定により指定管理者に記念館の管理を行わせる場合に、当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 記念館の施設及び設備の維持管理に関する業務

(2) 前号に掲げるもののほか、記念館の管理に関し市長が必要と認める業務

2 前項の場合における第4条の規定の適用については、第4条の規定中「市長が必要と認めたときは」とあるのは、「指定管理者が必要と認めたときは、市長の承認を得て」とする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第7条 指定管理者は、法令、条例その他市長の定めるところに従い、適正に記念館の管理を行わなければならない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、記念館の管理運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年11月1日から施行する。

附 則(平成19年9月21日条例第32号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成28年9月16日条例第47号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成28年10月11日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、次の各号に掲げる規定によりなされた処分、手続その他の行為は、当該各号に定める条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(1)から(7)まで 略

(8) 第8条の規定による改正前の射水市正力・小林記念館条例の規定 第8条の規定による改正後の射水市正力・小林記念館条例